

重要事項説明書

令和6年5月7日現在

1. 事業所の概要

事業所名	長寿苑指定短期入所生活介護事業所
サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
所在地	広島県東広島市西条町馬木 1566 番地
連絡先	(082)425-2000 (代表)
入所定員	44名(多床室)
介護保険事業者番号	広島県知事指定 3472500358

2. 事業の目的

社会福祉法人しらゆり会が設置経営する、長寿苑指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の、指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)における運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

3. 基本方針

- ①要介護状態の利用者においては、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする。
- ②要支援状態の利用者においては、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 運営の方針

- ①本事業所において提供する事業は、利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に利用者が必要とする適切なサービスを提供しなければならない。
- ③利用者又は家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明しなければならない。
- ④事業所においては常に適切な介護技術をもってサービスを提供するものとし、提供したサービスの質の管理及び評価を行わなければならない。

5. 事業所の職員体制及び職員の質の確保

職員の資質向上を図るため、次のとおりに研修の機会を設けなければならない。

- ①事業所は、利用者に適切な事業提供できるように職員の勤務体制を別に定めるものとする。
- ②事業所は、事業所の職員により事業を提供するものとするが、利用者の処遇上に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

- ③事業所は、職員の資質向上のため随時必要な研修の機会を確保するとともに、利用者に対し直接介護に携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- ④職員等はその業務中において、身分を証明する証票を常に携行し、利用者又はその家族から求められた場合はこれを提示しなければならない。

職 種	配置状況	適 用
管 理 者	1名	特養・グループホーム兼務
生 活 相 談 員	2名	(内、介護支援専門員1名、社会福祉士1名)特養と兼務
看 護 職 員	4名	常勤専従3名 非常勤・専従1名
機能訓練指導員	1名	常勤1名 特養と兼務
介 護 職 員	37名	常勤28名 非常勤9名 特養と兼務
管 理 栄 養 士 栄 養 士	3名	管理栄養士2名(常勤) 栄養士1名(常勤兼務) 特養と兼務
調 理 員	8名	常勤専従7名 常勤栄養士兼務1名 特養と兼務
医 師	1名	配置医師 その他精神科・歯科医師の診察可能

(看護職員以外は多床室と兼務)

6. 事業の内容

- ①指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、利用者の利用期間や心身状況に応じて、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行わなければならない。
- ②事業所は利用者に対して、1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭等で、その身体の清潔保持を行わなければならない。
- ③事業所は利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うとともにオムツを使用せざるを得ない利用者においては、利用者の状況に応じて適切にオムツを取り替えなければならない。
- ④事業所は前項に定めるほか、利用者に対して離床、着替え、理容、その他日常生活上の援助を適切に行わなければならない。
- ⑤事業所は夜間において、常時1人以上の介護職員が介護に従事できるようにその体制を整えておかなければならない。また、利用者の負担において当該事業所の職員以外の者による、介護を受けさせてはならないものとする。
- ⑥利用者の食事においては、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適温・適時とされた食事内容となるよう配慮するものとする。また、食事の提供においても自立の支援に配慮し、できるだけ離床した状態で行われるよう努めなければならない。
- ⑦利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための、機能訓練を行わなければならない。
- ⑧事業所においては、医師及び看護職員等により常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために適切な処置をとらなければならない。
- ⑨事業所における医師は、利用者に対して行った健康管理に関して、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- ⑩事業所においては、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行わなければならない。

又利用者の家族との連携においても、常に連携が図れるように体制を整えておかなければならない。

⑩事業所においては、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションや行事等を行わなければならない。

7. 通常の送迎の実施地域

利用者において、その障害の程度や地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車輛による送迎を行うとともに、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の援助を行うものとする。尚、送迎実施地域は東広島市内とする。

8. サービスの利用料及び利用者負担

①長寿苑指定短期入所生活介護事業所では、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

②前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(別紙料金表参照)

9. 事故発生時の対応

①施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

②利用に対する施設サービス提供により、施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。報告書作成マニュアル及び報告書は別紙に定める通りとする。

10. ご利用に当たっての留意事項

①利用者の看護・介護に従事させていただく職員は、日々の業務の中で転倒・転落などの事故防止のためにできる限りの注意を行い業務にあたっている。しかし、利用者の方自らがどんなに注意をしても、職員や家族の方々が万全を期したとしても、事故を完全に防止できるとは限らない。可能な限り利用者の状態を把握し、家族と理解協力し合った上でサービスを提供している。利用中は職員一同万全を期しているが、利用者自ら転倒・転落等された場合の事故は、ご理解いただくようお願いをする。また、家庭内において発生する事故は、施設内においても発生する可能性があることも合わせてご理解いただく。

②指定された場合以外での喫煙及び火気を用いること。

③故意に施設もしくは物品に損害を与えたり、これを持ち出したりすること。

④その他、苑長が定めた事項で重要事項説明書に記載した事項について。

11. 身体拘束

利用者に対してやむを得ず身体拘束を行う場合、別紙に定めるマニュアルに則り実行する。

12. 事業所からの契約解除について

契約書に記載している事項に該当する場合には、当事業所から契約を解除させていただきますが、利用者又は家族等の言動が正当な理由もなく、利用者自身又は他の利用者、あるいは職員の心身や生命等に危害を及ぼす恐れや、他の利用者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼす場合も該当する。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

14. 苦情申し立て方法

①当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

なお、苦情処理の体制及び手順については別紙苦情処理組織表を参照

※苦情受付窓口 管理者 梶原竜太 TEL(082)425-2000

FAX(082)425-2001

※受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

上記以外でも24時間連絡が取れる体制になっており、苦情受付ボックスを玄関の横に設置しております。

②行政機関その他苦情の受付機関

※東広島市役所 介護保険課 TEL(082)420-0937

所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号

※広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL(082)554-0783

所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号

15. 協力医療機関

医療機関名称	木阪クリニック	医療機関名称	となりのクリニック
院長名	木 阪 義 彦	院長名	梶 原 賢 太
所在地	東広島市西条本町 12-2	所在地	東広島市西条町馬木 458 番地
電話番号	082-422-2502	電話番号	082-437-3015
入院設備	ナ シ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	木阪病院	医療機関名称	西条診療クリニック
院長名	勇 木 清	院長名	岩 本 泰 行
所在地	東広島市西条町土与丸 1235	所在地	東広島市西条西本町 28-30
電話番号	082-421-0800	電話番号	082-421-1480
入院設備	ア リ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	田渕皮膚科医院	医療機関名称	歌野原歯科
院長名	田 渕 富 張	院長名	歌 野 原 之
所在地	東広島市西条御条町 4-19	所在地	東広島市西条御条町 3-19
電話番号	082-422-7255	電話番号	082-422-3744
入院設備	ナ シ	入院設備	ナ シ

16. 非常災害対策

①事業所において天災やその他の災害が発生した場合、事業所職員は利用者の避難等、適切な措置を講じなければならない。又、管理者は日常的に具体的な対策方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、万が一災害が発生した場合には、避難等の指揮を行わなければならない。

17. 衛生管理

①事業所において使用する備品等を常に清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する

ものとする。

②事業所に従事する職員は、感染症等に関する知識の修得に努めなければならない。

18. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

②事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を定期的実施するものとする。

③事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

19. 感染症対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③事業所は、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を定期的実施する。

20. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業所においては、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

②職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施。

③上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

④その他虐待防止のために必要な措置。

⑤事業所においては、事業提供するにあたり当該施設職員又は養護者(利用者の家族等の現に高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報を行うものとする。

21. ハラスメント等の防止

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとする。

22. 重要事項の掲示

事業所の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を書面掲示に加え、法人のホームページ等又は情報公表システムに掲載・公表するものとする。

《 重要事項説明確認欄 》

利用者

私は上記の内容の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

説明者

私は上記の内容の説明をいたしました。

所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1566 番地

事業所名 長寿苑指定短期入所生活介護事業所

説明者氏名 _____ 印